

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 滋賀県湖南市三雲36番地2

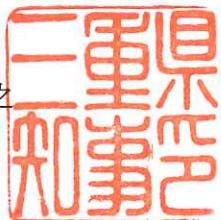
氏名 株式会社三峰環境サービス

代表取締役 三峰 誠植

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和4年7月11日

許可の有効年月日 令和11年5月9日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、
 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、
 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、
 金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
 鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上14種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
 に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又
 は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積
 替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年7月7日 新規許可

平成19年9月19日 変更許可

平成20年7月7日 更新許可

平成25年7月7日 更新許可

平成30年8月6日 更新許可

令和4年5月10日 更新許可（本来の許可の有効期限（令和5年7月6日）を前倒し）
 及び優良認定

5. 積替え許可の有無

無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無

有